

令和1年12月

お客さま 各位

外国仕向送金に関する重要なお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

弊金庫では、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止に向けた態勢整備の一環並びに提携金融機関からの要請により、下記に該当する外国仕向送金取引をお断りさせていただく場合がございます。

お客さまには、ご不便をおかけ致しますが、ご理解とご協力の程よろしくお願い致します。

記

1. 疎明資料（※1）の真の「送金受取人」と送金依頼書の「お受取人名」が異なる場合

（例）法人間の商取引で、支払代金の送金を合理的な理由（※2）なく、取引相手の法人ではなく代表者個人に送金される場合等

2. その他送金依頼書上の送金情報と疎明資料の情報が相違している場合 合理的な理由がない場合

（※1）疎明資料の例

- ・インボイス、輸入許可通知書、船荷証券、航空運送状等

（※2）合理的な理由とみなされる例

- ・法人に代表者からの借入がある場合で、借用書等の疎明資料があり、貸借関係が証明できる場合

以上



城北信用金庫

Joohoku
Shinkin